

第百八十五回国
参議院厚生労働委員会会議録第七号

平成二十五年十一月二十六日(火曜日)

午前十時三分開会

委員の異動

十一月二十日

辞任

大野 泰正君
柘植 芳文君
堂故 茂君
清水 貴之君

補欠選任

山本 順三君
武見 敬三君
高階恵美子君
東 徹君

出席者は左のとおり。

委員長

石井みどり君

○委員長(石井みどり君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

○委員長(石井みどり君) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案を議題といたします。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

委員

赤石 清美君
大家 敏志君
大沼みずほ君
木村 義雄君
島村 大君
滝沢 求君
武見 敬三君
羽生田 俊君
浜田 昌良君
東 徹君

○委員長(石井みどり君) この際、申し上げます。

○委員長(石井みどり君) おはようございます。

○委員長(石井みどり君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

国務大臣

厚生労働大臣 田村 憲久君

○委員長(石井みどり君) 速記を起してください。

○委員長(石井みどり君) 速記を起してください。

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

副大臣

厚生労働副大臣 土屋 品子君

○委員長(石井みどり君) 速記を起してください。

○委員長(石井みどり君) 速記を起してください。

一、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案

大臣政務官

厚生労働副大臣 土屋 品子君

○委員長(石井みどり君) 速記を起してください。

○委員長(石井みどり君) 速記を起してください。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 講ずべき社会保障制度改革の措置等(第二条―第六条)

第三章 社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議

第一節 社会保障制度改革推進本部(第七条―第十七条)

第二節 社会保障制度改革推進会議(第十八条―第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条・第二十九条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、社会保障制度改革推進法(平成二十四年法律第六十四号)第四条の規定に基づき法制上の措置として、同法第二条の基本的な考え方に基づき、かつ、同法第二章に定める基本方針に基づき、同法第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、同法第一条に規定する社会保障制度改革(以下この条及び次条第一項において単に「社会保障制度改革」という。)について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議を設置すること等により、社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進することを目的とする。

第二章 講ずべき社会保障制度改革の措置等

(自助・自立のための環境整備等)

第二条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進する

とともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができ、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等(次項において「自助・自立のための環境整備等」という。)に努めるものとする。

2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。

(少子化対策)

3 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。))の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供、平成二十五年六月十四日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針に記載された待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

一 子ども・子育て支援法第十一条に規定する子どものための教育・保育給付及び同法第十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置

二 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業の実施のために必要な措置

三 保育の量的拡充のために必要な都道府県及び市町村(特別区を含む。次条第七項第一号ロにおいて同じ。))以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用についての児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十三条の規定による国庫の負担

四 社会的養護の充実に当たって必要となる児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置

2 政府は、前項の措置については、全世代対応型の社会保障制度の構築を目指す中で、少子化対策を全ての世代に夢と希望を与える日本社会の未来への投資であると認識し、幅広い観点からこれを講ずるものとする。

3 政府は、第一項の措置を講ずるほか、子ども・子育て支援法附則第二条第二項の規定に基づき、平成二十七年以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(医療制度)

第四条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。))第七項第一項に規定する医療保険各法をいう。第七項第二号二において同じ。))による医療保険制度及び高齢者医療確保法による後期高齢者医療制度(同項において「医療保険制度等」という。))に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持することを旨として、医療制度について、この条に定めるところにより、必要な改革を行うものとする。

2 政府は、個人の選択を尊重しつつ、個人の健康管理、疾病の予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励するものとする。

3 政府は、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保するため、情報通信技術、診療報酬請求書等を適正に活用しながら、地方公共団体、保険者(高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者をいう。)、事業者等の多様な主体による保健事業等の推進、後発医薬品の使用及び外来受診の適正化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率性かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム(地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることとの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。次条において同じ。))、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。次項及び同条第二項において同じ。))を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療及び在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項

イ 病院又は診療所(以下このイにおいて「病院等」という。))の管理者が、当該病院等が有する病床の機能に関する情報を、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告する制度の創設

ロ イに規定する制度により得られる病床の機能に関する情報等を活用した都道府県による地域の医療提供体制の構想の策定及び必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化その他の当該構想を実現するために必要な方策

ハ 次に掲げる事項に係る新たな財政支援の制度の創設

(1) 病床の機能の分化及び連携等に伴う介護サービス(介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス)をいう。次条第二項において同じ。)の充実

(2) 地域における医師、看護師その他の医療従事者の確保、医療機関の施設及び設備の整備等の推進

ニ 医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直し

二 地域における医師、看護師その他の医療従事者の確保及び勤務環境の改善

三 医療従事者の業務の範囲及び業務の実施体制の見直し

5 政府は、前項の医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築に当たっては、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

6 政府は、第四項の措置を平成二十九年年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 医療保険制度等の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項

イ 国民健康保険(国民健康保険法昭和三十三年法律第九十二号)第三条第一項の規

定により行われるものに限る。以下この項において同じ。)に対する財政支援の拡充

ロ 国民健康保険の保険者、運営等の在り方に關し、国民健康保険の保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び次号において同じ。)の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置を講ずることにより国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策

ハ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二十六号)附則第二条に規定する所要の措置

二 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項

イ 国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減

ロ 被用者保険等保険者(国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百二十三条第一項の規定による保険者)としての全国健康保険協会を除く。)をいう。以下このロ及び次条第四項において同じ。)に係る高齢者医療確保法第百八条第一項に規定する後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額(国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。次条第四項において同じ。)に応じた負担とすること。

ハ 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し

二 国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等(医療保険各法(国民健康保険法を除く。)に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。)の上限額の引上げ

三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項

イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱を求め、観点からの高額療養費の見直し

ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し

8 政府は、前項の措置を平成二十六年年度から平成二十九年年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。

9 政府は、第七項の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。

10 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患(児童福祉法第二十一条の五に規定する医療の給付の対象となる疾患をいう。以下この項において同じ。)に係る医療費助成について、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度(以下この項において「新制度」という。)を確立するため、新制度の確立に当たって、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。

二 新制度の対象となる疾患の拡大

三 新制度の対象となる患者の認定基準の見直し

四 新制度の自己負担の新制度以外の医療費に係る患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し

11 政府は、前項の措置を平成二十六年年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。

(介護保険制度)

第五条 政府は、個人の選択を尊重しつつ、介護予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な介護予防等への取組を奨励するものとする。

2 政府は、低所得者をはじめとする国民の介護保険の保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図りつつ、地域包括ケアシステムの構築を通じ、必要な介護サービスを確保する観点から、介護保険制度について、次に掲げる事項及び介護報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十五に規定する地域支援事業の見直しによる次に掲げる事項

イ 在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携の強化

ロ 多様な主体による創意工夫を生かした高齢者の自立した日常生活の支援及び高齢者の社会的活動への参加の推進等による介護予防に関する基盤整備

ハ 認知症である者に係る支援が早期から適切に提供される体制の確保その他の認知症である者に係る必要な施策

二 前号に掲げる事項と併せた地域の実情に応じた介護保険法第七条第四項に規定する要支

援者への支援の見直し

三 一定以上の所得を有する者の介護保険の保険給付に係る利用者負担の見直し

四 介護保険法第五十一条の三の規定による特定入所者介護サービス費の支給の要件について資産を勘案する等の見直し

五 介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスに係る同条の規定による施設介護サービス費の支給の対象の見直し

六 介護保険の第一号被保険者の保険料に係る低所得者の負担の軽減

3 政府は、前項の措置を平成二十七年年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とするものとする。

4 政府は、前条第七項第二号ロに掲げる事項に係る同項の措置の検討状況等を踏まえ、被用者保険等保険者に係る介護保険法第五十条第一項に規定する介護給付費・地域支援事業支援納付金の額を当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公的年金制度)

第六条 政府は、次に掲げる措置の着実な実施のための措置を講ずるものとする。

一 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二二号)に基づく年金生活者支援給付金の支給

二 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)に基づく基礎年金の国庫負担割合の二分の一への恒久的な引上げ、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮及び遺族基礎年金の支給対象の拡大
三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する法律、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法

律(平成二十四年法律第六十三号)及び国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十九号)に基づく措置

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方を見直し

第三章 社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議

第一節 社会保障制度改革推進本部

(設置)
第七条 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)
第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前章の措置についてその円滑な実施を総合的かつ計画的に推進すること。

二 前章の措置についてその実施状況の総合的な検証を行うこと。

三 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、前号の検証の結果に基づき、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

四 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保障制度改革推進会議が第十九条の規定による意見を述べた場合において、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

(組織)
第九条 本部は、社会保障制度改革推進本部長、社会保障制度改革推進副本部長及び社会保障制度改革推進本部員をもって組織する。

(社会保障制度改革推進本部長)
第十条 本部長は、社会保障制度改革推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(社会保障制度改革推進副本部長)
第十一条 本部に、社会保障制度改革推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(社会保障制度改革推進本部員)
第十二条 本部に、社会保障制度改革推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者第一号から第四号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 総務大臣

三 財務大臣

四 厚生労働大臣

五 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣

臣が指定する者

(資料の提出その他の協力)

第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四十五条第十五号の規定の適用を受けるもの。をいう。の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)
第十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(設置期限)
第十五条 本部は、その設置の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)
第十六条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)
第十七条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 社会保障制度改革推進会議

(設置)
第十八条 受益と負担の均衡がとれた持続可能な

社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第十九条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、前章の措置の進捗状況を把握するとともに、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、平成三十七年を展望しつつ、総合的に検討を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べることに。

二 内閣総理大臣の諮問に応じ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べることに。

（組織）
第二十条 会議は、委員二十人以上をもって組織する。

（委員）
第二十一条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

（議長）

第二十二条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（事務）

第二十三条 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第二十四条 会議は、第十五条の政令で定める日

以前の政令で定める日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第二十五条 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（本部に関する規定の準用）

第二十六条 第十三条の規定は、会議について準用する。

（政令への委任）

第二十七条 この法律に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（財源の確保）

第二十八条 第二章の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨とする観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の施行により増加する地方消費税の収入の活用並びに同章の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。

（地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議）
第二十九条 政府は、第四条第四項第一号イからハまで及び第二号に掲げる事項に係る同項の措置、同条第七項第一号ロに掲げる事項に係る同項の措置その他第二章の措置のうち地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものを講ずるに当たっては、全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の

三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得ることを目指すものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章第一節の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三章第二節の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第百五十九条の三の次に次の一条を加える。

（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）
第百五十九条の四 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ニ中、「標準報酬の月額、給料の額及び標準給与を」と及び標準報酬に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第三条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条を次のように改める。

（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）
第六十六条 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を削り、同項第四号中「児童福祉法の下に「昭和二十二年法律第六十四号」を加え、同号を同項第三号とする。

第四条第七項第一号ロ中「市町村」の下に「特別区を含む。」を加える。
附則中第五号を削り、第六号を第五号とする。

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、生活保護基準引下げ反対に関する請願（第二〇〇号）
一、社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保障の充実を求めることに関する請願（第二〇一号）
一、憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願（第二〇二号）
一、脳脊髄液減少症の平成二十六年度保険適用に関する請願（第二〇三号）（第二〇四号）
一、全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願（第二〇五号）（第二〇六号）（第二〇七号）
一、二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願（第二〇八号）
一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高

齢者・国民が望む医療制度を目指すことに關する請願(第二〇九号) 一、高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願(第二一〇号) 一、社会保障の切捨て中止に関する請願(第二一一号) 一、介護保険制度の改善に関する請願(第二一二号) 一、年金改悪反対、安心の年金制度に関する請願(第二二三号) 一、生活保護基準引下げ反対に関する請願(第二二三号) 一、再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願(第二六四号)(第二六五号)(第二六六号)(第二六七号)(第二六八号)(第二六九号)(第二七〇号)(第二七一号)(第二七二号)(第二七三号)(第二七四号) 一、脳脊髄液減少症の平成二十六年保険適用に関する請願(第二七五号) 一、二・五%の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願(第二七六号) 一、脳脊髄液減少症の平成二十六年保険適用に関する請願(第二九六号) 一、脾臓機能欠損症(1型糖尿病)の子供の総合対策に関する請願(第二九七号)(第二九八号) 一、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員に関する請願(第三一〇号) 一、憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願(第三七〇号)(第三七一号)(第三七二号)(第三七三号)(第三七四号)(第三七五号)(第三七六号)(第三七七号)(第三七八号)(第三七九号)(第三八〇号)	一、脳脊髄液減少症の平成二十六年保険適用に関する請願(第三八一号) 一、二・五%の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願(第三八二号)(第三八三号)(第三八四号)(第三八五号)(第三八六号)(第三八七号)(第三八八号)(第三八九号)(第三九〇号)(第三九一号)(第三九二号) 一、中国残留孤児の配偶者の生活支援に関する請願(第三九三号) 第二〇〇号 平成二十五年十一月八日受理 生活保護基準引下げ反対に関する請願 請願者 神奈川県小田原市 本多昌子 外三百十七名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第一六号と同じである。 第二〇一号 平成二十五年十一月八日受理 社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保障の充実を求めることに関する請願 請願者 川崎市 菅野孝信 外四十三名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。 第二〇二号 平成二十五年十一月八日受理 憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願 請願者 相模原市 富塚秀樹 外一万三千三百六十三名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。 第二〇三号 平成二十五年十一月八日受理 脳脊髄液減少症の平成二十六年保険適用に関する請願 請願者 兵庫県尼崎市 加藤良子 外二百五十一名 紹介議員 田村 智子君	この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二〇四号 平成二十五年十一月八日受理 脳脊髄液減少症の平成二十六年保険適用に関する請願 請願者 兵庫県尼崎市 石田千絵 外二百九十九名 紹介議員 川田 龍平君 この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二〇五号 平成二十五年十一月八日受理 全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願 請願者 岩手県花巻市 杉山潤 外九百九十九名 紹介議員 平野 達男君 子供は未来の希望である。どんな地域、家庭に生まれても、全ての子供は健やかに育つ権利を保障されなければならない。こうした子供の権利を保障するために、保育所はこれまで憲法第二十五条、児童福祉法第一条、第二十四条などに基づき、子供の成長・発達を保障する福祉施設として大きな役割を果たしてきた。子供の貧困率の上昇や子育て困難の広がり、また、東日本大震災や原発事故の復旧も進まない現状の中、全ての子供に福祉としての保育を平等に保障することがますます重要になっている。さらに、少子化にもかかわらず保育所の待機児童問題が社会問題になっている。一方、低過ぎる処遇が原因で保育士不足も深刻になっており、必要な職員がそろわないために施設が開設できない事態も起きている。ところが、政府はこうした緊急課題の解決を図ろうとせず、国と自治体が責任を負う公的保育制度を解体し、保育を市場に委ね、子供をもうけの対象にする「子ども・子育て支援新制度(新制度)」の検討を進めている。新制度は子供にとっての必要性和権利保障という視点からではなく、保護者の就労を基本に保育の必要性和必要量を認定し、保護者に対して直接補助(個人給付)をするものである。さらに新制度では、多様な施設・事業に、規制緩和も含めて多様な基準が認められることで、子供の保育に格差が生じ、保育環境が悪化することが心配されている。今、多くの保護者は安心して預けられる認可保育所を求めている。国と自治体の責任の下で、最低基準が守られ、公費による財源保障を基本とする現行保育制度を拡充し、認可保育所を増設していくことが必要である。全ての子供の成長・発達の権利が保障され、安心して保育・子育てができる制度の実現を求める。 二、待機児童の解消は、国と自治体の責任による認可保育所の増設で進めること。 三、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充のために、子ども・子育て関連予算を大幅に増やすこと。 1 保育所運営費を抜本的に改善し、施設整備費補助を維持・拡充すること。 2 公立保育所の運営費と施設整備費の国庫補助を復活すること。 3 過疎地等における保育所の維持・改善のために特別な措置をすること。 四、被災地の保育所を始めとする子育て支援施設の整備・復旧、除染費用の補助などについては、特別な支援措置をすること。	第二〇六号 平成二十五年十一月八日受理 全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願 請願者 大阪府東大阪市 戸張サユリ 外九百九名 紹介議員 糸数 慶子君 この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。 第二〇七号 平成二十五年十一月八日受理
--	--	--	--

全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願

請願者 鳥取市 野田昭治 外三百八十四名

紹介議員 浜田 和幸君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

第二〇八号 平成二十五年十一月八日受理

二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 横浜市 鳥羽政司 外五名

紹介議員 田村 智子君

仕事がない、あっても非正規など低収入の若者には、老後を考える余裕さえない。仕事や収入の確保と同時に、全額国庫負担の最低保障年金など安心の年金制度が必要である。二・五％の年金削減は、高齢者だけの問題ではない。経済に打撃を与え、一層の年金改悪に道を開く削減計画は止めるべきである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、生存権を脅かし、更なる減額に道を開く年金二・五％の引下げをやめること。

二、年金の一層の引下げを進める「マクロ経済スライド」を廃止すること。支給開始年齢の引上げなど、年金制度の改悪はしないこと。

三、消費税によらない最低保障年金制度を始め、若者が将来に希望を持てる年金制度に改善すること。

第二〇九号 平成二十五年十一月八日受理

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願

請願者 川崎市 佐藤悦代 外四名

紹介議員 田村 智子君

後期高齢者医療制度は高齢者を差別し大きな負担を強いる悪法であり、一刻も早く廃止すべきである。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、元の老人保健制度に戻すこと。

二、その際、保険料の負担増が生じないように、国民健康保険への国庫負担金を増やすことなど必要な財政措置を講ずること。

三、七十歳～七十四歳の高齢者の医療費窓口負担を原則一割にすること。

四、国庫負担金を増やし、七十五歳以上高齢者の医療費窓口負担をなくすこと。

第二一〇号 平成二十五年十一月八日受理

高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願

請願者 神奈川県秦野市 若井吉太郎 外九名

紹介議員 田村 智子君

介護保険の創設以来、保険あつて介護なしといった状態が続いており、国民に対する安全安心の介護保障制度に向けた抜本的な改善が必要である。全国に施設入所の待機者が存在するなど、高齢者の貧困、福祉の問題も深刻である。高齢者が安心して暮らせる介護、社会保障制度の確立も求められている。利用者の負担軽減や利用しやすい介護保険制度への切替え、全国の待機者の解消を目指した介護施設の早急な整備・普及、介護を担う人材の確保を図ることなどが、緊急の課題である。国費の投入や、利用したくてもできない介護保険制度の問題を国の責任で解決することを求める。

ついては、次の措置を採らるたい。

一、国庫負担を大幅に増やし、利用者の負担を軽減すること。

二、サービスの制限をすることなく、必要な介護が受けられる介護制度にすること。

三、特別養護老人ホームやグループホーム等の介護施設を増やし、早急に入所待機者を解消すること。介護療養病床の廃止計画は中止すること。

四、介護職場労働者の賃金・労働条件を改善し人材確保を図ること。

第二一一号 平成二十五年十一月八日受理

社会保障の切捨て中止に関する請願

請願者 横浜市 比嘉常一 外一名

紹介議員 田村 智子君

政府は社会保障と税の一体改革と称して、社会保障の連続改悪を進めながら消費税率を今の二倍の一〇％にしようとしている。これは、過去に類のない消費税増税と社会保障の一体改悪にほかならない。消費税率を一〇％にすれば、家計や個人消費が冷え込み、一層景気が悪化することは明らかである。社会保障改悪では、年金支給額の切り下げや支給開始年齢の引上げなどが計画されており、国民の命と健康を根底から脅かす。社会保障の財源は、聖域を設けず歳出の無駄を削減すること、負担能力に応じた税・社会保険料で賄うという応能負担の原則を貫いて確保すべきである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、六十八歳や七十歳への年金支給開始年齢の引上げや、医療費の窓口負担増など、社会保障の切捨てをやめること。

第二一二号 平成二十五年十一月八日受理

介護保険制度の改善に関する請願

請願者 川崎市 小倉まゆみ 外三百四十名

紹介議員 田村 智子君

二〇一二年八月に成立した「社会保障制度改革推進法」(以下「推進法」という。)に基づき、医療、介護、年金、保育さらに生活保護等の国民の命と生活に密接に関わる分野においての改革が進められている。推進法は憲法第二十五条に定められた国民の生存権、健康権を阻害し、社会保障制度を破壊・解体に追い込むものである。介護保険においても、利用者の負担増、軽度者の切捨てなどが検討され、利用者、事業者を始め介護現場で働く

人に様々な影響を及ぼす。ヘルパーの生活援助時間短縮による利用者の日常生活への深刻な困難や、訪問介護等の介護報酬の引下げにより、小規模事業所では事業の縮小・廃止を余儀なくされることも出てきている。さらに、介護保険料や利用料の負担は大きく、必要なサービスであっても利用を断念するケースが増えている。特養などの施設に入所できない事態も、介護現場の慢性的な人手不足も厳しくなっている。介護サービス利用者と介護現場が抱える困難を早急に改善し、介護で働く全ての職員が生きて働くよう、介護保険制度の改善を緊急に求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、保険料、利用料などの費用負担を軽減すること。

二、生活援助の見直しを撤回し、利用者が安心して生活できるよう内容を拡充すること。

三、国の責任で、施設の人員配置基準の引上げや抜本的な処遇改善を実施すること。

四、利用料負担の二割化、軽度者の切捨て等の検討をやめること。

第二一三号 平成二十五年十一月八日受理

年金改悪反対、安心の年金制度に関する請願

請願者 神奈川県逗子市 島村幸恵 外五十六名

紹介議員 田村 智子君

政府は、物価スライド特例分の解消を名目に三年間に二・五％もの年金引下げを強行しようとしている。適法に受給している年金をもらい過ぎなどというのは許せない。税金や医療・介護保険料が大幅に上がり高齢者の生活は厳しさを増している。年金の大幅引下げは、国内経済を更に悪化させる。社会保障財源は、国民いじめの消費税増税でなく、大型公共事業・軍費などの削減と大企業や富裕層への適正な課税で賄うべきである。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、「物価スライド特例分解消」を口実とする二・五％の年金引下げを行わないこと。

二、「マクロ経済スライド」を廃止し、支給開始年齢の更なる先延ばしをしないこと。

三、年金受給資格期間を十年とし、当面、無年金・低年金者に基礎年金庫負担分三・三万円を支給すること。

四、消費税によらず、現在の高齢者にも適用する最低保障年金制度をつくること。

第二六三号 平成二十五年十一月十一日受理
生活保護基準引下げ反対に関する請願
請願者 東京都練馬区 原田京子 外八百五十七名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二六四号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願
請願者 愛知県尾張旭市 野口節子 外三千五百六十八名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二六五号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願
請願者 新潟市 矢花久美子 外三千五百六十三名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二六六号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願

請願者 札幌市 高口啓三 外三千五百六十三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二六七号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区 吉永弘子 外三千五百六十三名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二六八号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願
請願者 三重県熊野市 岡部恵子 外三千五百六十三名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二六九号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願
請願者 千葉県鎌ケ谷市 藤代恵美子 外三千五百六十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二七〇号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願
請願者 千葉県浦安市 池田洋子 外三千五百六十三名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二七一号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願
請願者 札幌市 田野一秀 外三千五百六十三名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二七二号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市 小林好良 外三千五百六十三名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二七三号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願
請願者 佐賀市 山口妙子 外三千五百六十三名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二七四号 平成二十五年十一月十一日受理
再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市 高橋和美 外三千五百六十三名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

脳脊髄液減少症の平成二十六年度保険適用に関する請願
請願者 浜松市 小澤明美 外二百五十二名

紹介議員 榛葉賀津也君
この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。

第二七六号 平成二十五年十一月十一日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願
請願者 神奈川県小田原市 山根勝義 外五千七百二十八名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第二九六号 平成二十五年十一月十二日受理
脳脊髄液減少症の平成二十六年度保険適用に関する請願
請願者 三重県津市 立石智子 外三百三十三名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。

第二九七号 平成二十五年十一月十二日受理
脾臓機能欠損症(1型糖尿病)の子供の総合対策に関する請願
請願者 兵庫県川西市 山崎義郷 外三百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

脾臓機能欠損症(1型糖尿病)は、インスリンを分泌する脾臓のβ細胞が何らかの原因によって破壊される自己免疫疾患で、インスリンの補充を行わなければ数日で死に至る難病である。根治療法はいまだ開発されておらず、生涯治癒することはない。脾臓機能欠損症患者は、十九歳までは小児慢性特定疾患として医療費一部助成があるが、二十歳以降は健常者扱いとなり医療費三割負担で、毎月最低三万円前後の医療費が必要となる。しかし、患者は、生涯治癒することのない疾病で、日常生活

活に著しい制限を受けるため就労も容易ではなく、医療の継続も非常に困難な状況に置かれている。脾臓機能欠損症患者への、国の福祉・就労等支援策の実現が早急に必要となっている。

については、次の事項について実現を図られたい。

- 一、脾臓機能欠損症(1型糖尿病)患者を脾臓機能障害として身体障害者福祉法施行令の対象者(内部機能障害)に認定すること。
- 二、脾臓機能欠損症(1型糖尿病)患者の生活実態の全国調査を実施すること。
- 三、脾臓機能欠損症(1型糖尿病)の疫学調査研究班をつくること。

第二九八号 平成二十五年十一月十二日受理
脾臓機能欠損症(1型糖尿病)の子供の総合対策に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市 高野哲也 外三
百九十九名
紹介議員 石田 昌宏君

この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第三一八号 平成二十五年十一月十三日受理
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願

請願者 北海道釧路市 伊東義晃 外九百九十九名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第三一九号 平成二十五年十一月十三日受理
脾臓機能欠損症(1型糖尿病)の子供の総合対策に関する請願

請願者 大阪府岸和田市 田原和子 外三百六十九名
紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第三二〇号 平成二十五年十一月十三日受理

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・増員に関する請願

請願者 札幌市 田沢裕一 外七百六十六名
紹介議員 紙 智子君

厚生労働省は、国民が将来にわたって質の高い医療サービスを受けるために、医療スタッフが健康で安心して働き続けられる環境整備を求めている。二〇二一年六月に看護職、二〇二三年二月に医療分野の「雇用の質」の向上を求める通知を发出した。特に夜勤・交替制勤務は、身体負担が大きく、慢性疲労・睡眠障害・循環器系障害・発がん性など健康への影響が危惧されている。また、酒気帯び運転と同程度に労働能力が低下し、患者・利用者の安全を脅かす。労働時間の短縮を含めた改善は喫緊の課題であり、ILO看護職員条約・勧告、EU労働時間指令などの国際基準に照らした改善が求められる。安全・安心の医療・介護は、国民の切実な願いであると同時に、医療・介護に従事する者の願いでもある。

一、看護師など「夜勤交替制労働者の労働時間を一日八時間、勤務間隔十二時間以上、週三十二時間以内」とし、労働環境を改善すること。

二、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。

三、国民(患者・利用者)の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

第三七〇号 平成二十五年十一月十四日受理
憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願

請願者 東京都渋谷区 山田安夫 外千三百六十一名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第三七一号 平成二十五年十一月十四日受理
憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願

会保障の充実を進めることに関する請願

請願者 東京都品川区 西尾直子 外千三百六十一名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第三七二号 平成二十五年十一月十四日受理
憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願

請願者 東京都武蔵野市 高橋ひとみ 外千三百六十一名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第三七三号 平成二十五年十一月十四日受理
憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願

請願者 東京都杉並区 加藤ヨシ 外千三百六十一名
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第三七四号 平成二十五年十一月十四日受理
憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願

憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願

請願者 東京都品川区 小俣守代 外千三百六十一名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第三七八号 平成二十五年十一月十四日受理
憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願

請願者 東京都品川区 小俣守代 外千三百六十一名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第三七九号 平成二十五年十一月十四日受理
憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願

請願者 広島県豊田郡大崎上島町 門本賢治 外千三百六十一名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第三八〇号 平成二十五年十一月十四日受理
憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願

請願者 山形市 井上佳子 外千三百六十一名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第三八一号 平成二十五年十一月十四日受理
脳脊髄液減少症の平成二十六年保険適用に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市 堅山勲 外三百三名

紹介議員 荒井 広幸君

この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。

第三八二号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 京都府長岡京市 福島祐子 外六百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三八三号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 東京都目黒区 黒澤民男 外六百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三八四号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 北海道函館市 日高恵子 外六百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三八五号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 東京都練馬区 嘉藤夕記 外六百九十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三八六号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 京都府京丹後市 藤原知子 外六百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三八七号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 東京都板橋区 小松容子 外六百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三八八号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 横浜市 豊島章子 外七百四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三八九号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 横浜市 笠原千暁 外六百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三九〇号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 福岡市 山田幸子 外六百九十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三九一号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 熊本県人吉市 山本裕子 外六百九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三九二号 平成二十五年十一月十四日受理
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願

請願者 和歌山市 川本起代 外六百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第三九三号 平成二十五年十一月十四日受理
中国残留孤児の配偶者の生活支援に関する請願

請願者 東京都板橋区 千代崎せつ子 外千四百九十九名

紹介議員 西田 実仁君

中国残留孤児は、一九四五年の日本敗戦時、幼くして中国（主に旧満州）に取り残され、四十歳、五十歳を超えてようやく祖国日本に帰国できたが、日本語も話せず、ふさわしい就職先もあつせんされないまま、低賃金・重労働への就労を余儀なくされ、貧しい生活を強いられてきた。しかし、こうした境遇は、戦前戦後の国策がもたらしたものであつて、残留孤児自身の責任によるものではない。そこで、残留孤児の約九割、二千二百十一名が原告となつて国家賠償訴訟を起こし、その結果、二〇〇七年に、議員立法により「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」（新支援法）が成立し、国民年金の満額支給と支援給付金の支給などを内容とした新たな支援策が採られることとなった。こうして、残留孤児の老後の生活保障は大きく前進した。しかし、現在の支援

策では、中国残留孤児が死亡した場合、その配偶者は残留孤児本人が受給していた満額の国民年金がなくなつてしまつたため、その生活は生活保護とほぼ同水準のものとなつてしまふ。そのため、残留孤児は自分の死後の配偶者の生活に対して大きな不安を抱いている。残留孤児は、中国の地で日本の侵略戦争の責任を一身に背負わされ、迫害を受けるなど苦難の人生を過ごしたが、その配偶者は、残留孤児と共に苦難を分かち合い、残留孤児が日本に帰国する際には父母兄弟と別れて日本に來た人たちであり、残留孤児を救い、育てた養父母と共に忘れてはならない恩人である。

ついでには、残留孤児の配偶者が、残留孤児が死亡した後も尊厳のある安定した老後生活を送れるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、中国「残留孤児」が死亡した後も、配偶者がその生活水準を維持できるよう新支援法を改正して、手厚い支援をすること。

平成二十五年十二月三日印刷

平成二十五年十二月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

0